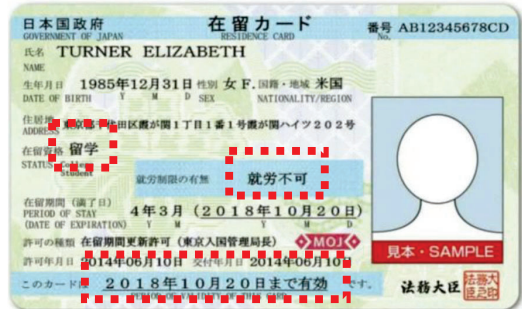


< 基礎知識 1 > 日本で働くには資格(在留資格)が必要です。



○在留資格によって就労可否・条件が異なります。就労の可否、日本に滞在することができる期間(在留期間)などは「在留カード」⇐で確認できます。

○在留資格は在留目的と関係します↓。

在留目的	在留資格
学業	留学
就労	特定技能1号など
学業後就労へ変更	留学から特定技能1号などへ変更

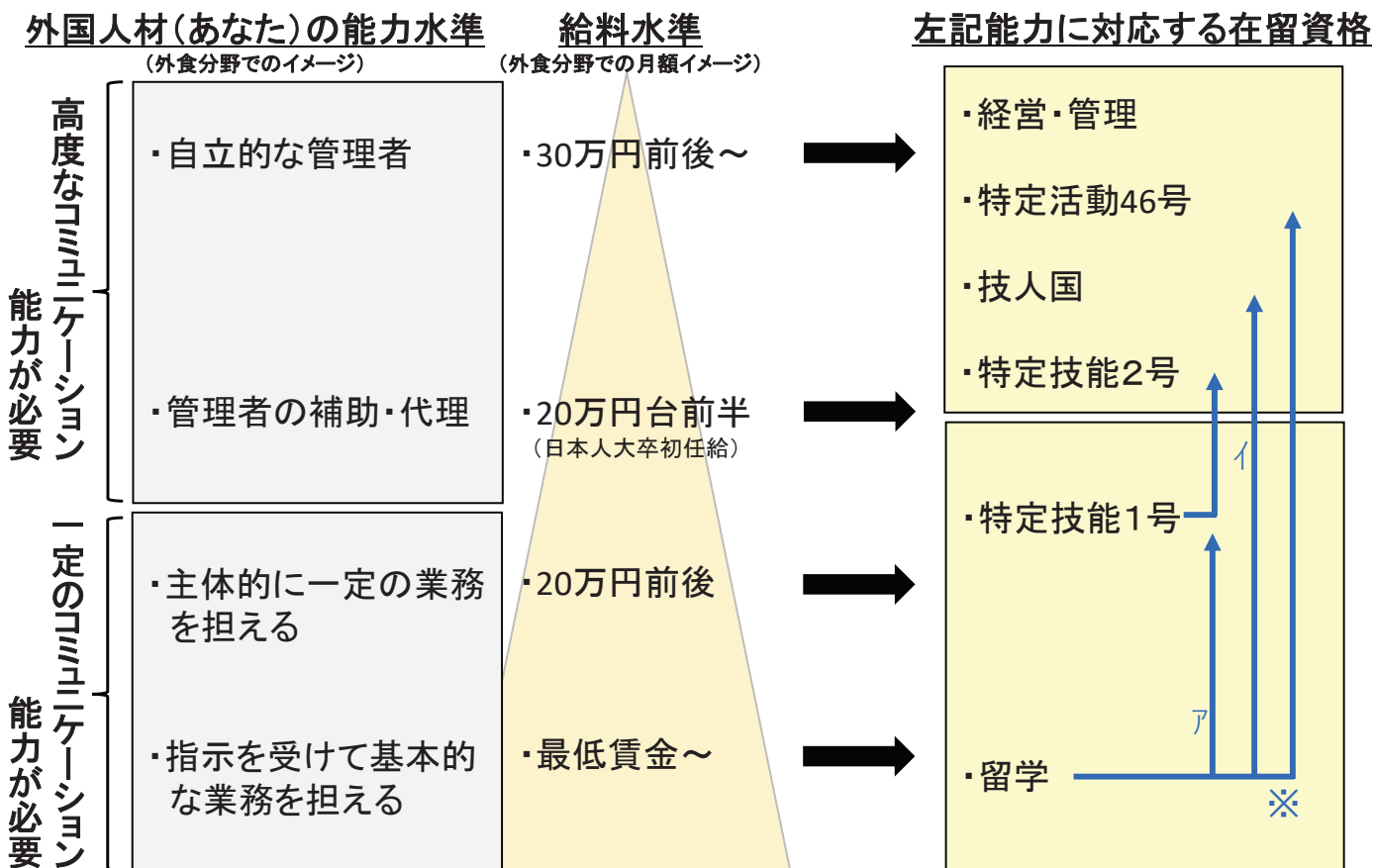
< 基礎知識 2 > 就労目的の在留資格には多数の種類があります↓。

主な在留資格の種類	取得するための主な要件	
・ 特定技能1号	日本語N4以上、技能試験合格	現場業務が中心 大卒の場合、専攻した科目と従事しようとする業務※が関連していることが必要
・ 特定技能2号	日本語N3以上、技能試験合格、実務経験2年以上 (外食分野の特定技能2号では日本語N3以上が必要です。)	
・ 技術人文知識国際	国内外の大学卒業又は10年以上の実務経験	
・ 特定活動告示46号	日本国内の四年制大学卒業、日本語N1	
・ 経営・管理	一定の事業規模(常勤2人以上又は出資金500万円以上)	

○この他の在留資格では、例えば「留学」でも、資格外活動として週28時間内であれば就労可能です。

※「技人国」資格を取得する際に「通訳」や「マネジメント」業務に従事する旨説明しつつ、実際はそうした業務に従事していない状態は、法令違反となります。

能力・スキルや職務に合わせた在留資格を取得してください



※実例：「留学」でのアルバイト経験を経た後、現場での常勤となるために「特定技能1号」に変更(↑ア)、「留学」でのアルバイト経験を経た後、マネージャー兼通訳となるために「技人国」に変更(↑イ)